

# 長期収載品の選定療養 計算方法、レセ記載等示される

本年10月1日より、長期収載医薬品を患者の希望で処方した場合に薬剤の費用の一部を選定療養として患者から徴収する仕組みが導入される。以下にその概要と取扱いについて掲載する。

## 1. 対象となる医薬品

以下①または②に該当する薬剤が対象となるが、対象となる品目は厚労省が「対象医薬品リスト」として一覧を作成し、ホームページに掲載している。

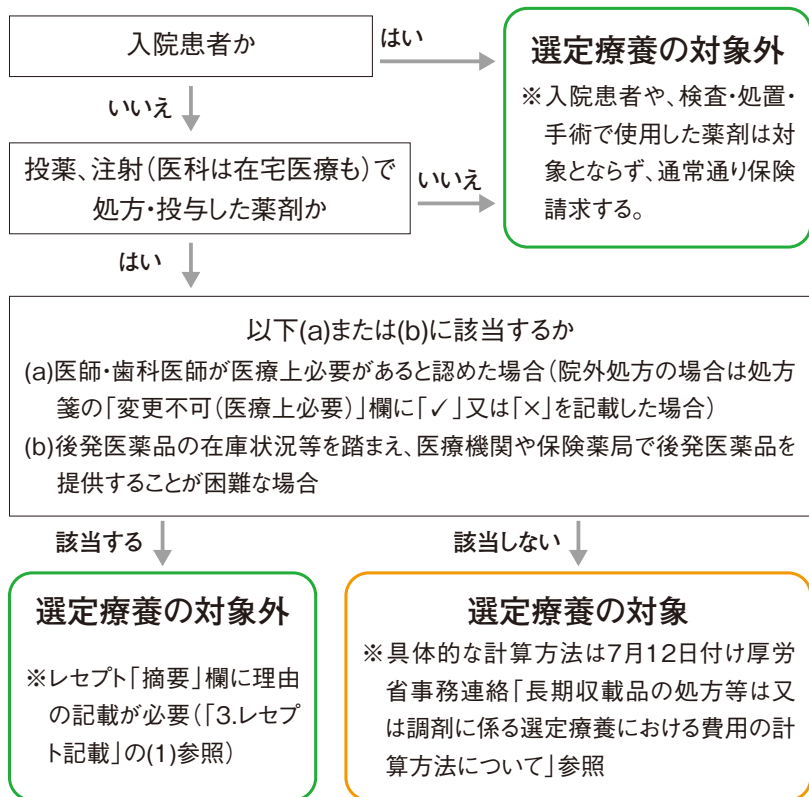
- ① 後発医薬品が初めて薬価基準に収載された日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したもの
- ② 後発医薬品の置き換え率が50%以上であるもの

厚労省ホームページ「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)



## 2. 対象となる要件

長期収載品の全てが選定療養となるのではなく、医療上の必要がある場合や後発医薬品の提供が難しい場合は選定療養にはならない。要件については下図を参照されたい。



なお、「医療上必要があると認めた場合」とは、疑義解釈で以下のように示されている。

- ① 長期収載品と後発医薬品で薬事承認された効能・効果に差異がある場合であって、当該患者の疾病に対する治療において長期収載品を処方等する医療上の必要があると医師等が判断する場合。
- ② 当該患者が後発医薬品を使用した際に、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと医師等が判断する場合であって、安全性の観点等から長期収載品の処方等をする医療上の必要があると判断する場合。
- ③ 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されており、それを踏まえ、医師等が長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。
- ④ 後発品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化ができないなど、剤形上の違いにより、長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。ただし、単に剤形の好みによって長期収載品を選択することは含まれない。

## 3. レセプト記載

### (1) 選定療養の対象とならない場合のレセプト記載

医療上の必要がある等により、選定療養の対象とならない場合は理由を選んでレセプトの「摘要」欄に記載する。

### 診療報酬請求書等の記載要領通知より抜粋

（長期収載品について、選定療養の対象とはせずに、保険給付する場合（長期収載品について、後発医薬品への変更不可の処方箋を交付する場合を含む））

医療上必要があると認められる場合及び後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合の理由のうち該当するものを記載すること。

コード	レセプト表示文言
820101320	長期収載品と後発医薬品で薬事承認された効能・効果に差異があるため
820101321	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため
820101322	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため
820101323	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため
820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため

### (2) 選定療養の対象となる場合のレセプト・処方箋記載

#### ① 院内処方の場合のレセプト記載

当該医薬品名の後に「(選)」を記載し、所定単位につき、選定療養に係る額を除いた薬価を用いて算出した点数を記載する。

【記載例】

●●●錠（選） 1錠  
△△△錠 1錠 17×5

#### ② 院外処方の場合の処方箋記載

処方箋の「患者希望」欄に医薬品ごとに「✓」又は「×」と記載する。

## 4. 厚労省疑義解釈（一部抜粋）

問 院内採用品に後発医薬品がない場合は、「後発医薬品を提供することが困難な場合」に該当すると考えて保険給付してよいか。

(答) 患者が後発医薬品を選択することが出来ないため、従来通りの保険給付として差し支えない。

問 「後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難な場合」について、出荷停止、出荷調整等の安定供給に支障が生じている品目かどうかで判断するのではなく、あくまで、現に、当該保険医療機関又は保険薬局において、後発医薬品を提供することが困難かどうかで判断するという事によいか。

(答) そのとおり。

問 長期収載品の選定療養について、入院は対象外とされているが、入院期間中であって、退院間際に処方するいわゆる「退院時処方」については、選定療養の対象となるのか。

(答) 留意事項通知において「退院時の投薬については、服用の日の如何にかかわらず入院患者に対する投薬として扱う」とされているところであり、入院と同様に取り扱う。

問 在宅医療において、在宅自己注射を処方した場合も対象となるか。

(答) そのとおり。